

事前質問・回答

番号	質問	回答
1	計画的維持管理業務の中に小中口径の更生工事を入れていただくことはできませんでしょうか。	管路施設については、マーケットサウンディング等の結果等を踏まえ、ウォーターPPP導入基本方針のとおり、令和9年度から更新支援型の導入を目指しているところです。更生工事を含む更新実施型は、地元企業の受注機会の減少につながる恐れがあるため、慎重に検討を進める必要があると考えています。
2	点検・調査計画案策定について ①対象範囲は船見処理区および中部処理区のみか。市全域か。 ②具体的な対象作業項目をご教示いただきたい。	点検・調査計画案策定の範囲は、市全域を想定しております。また、具体的な対象作業項目は、「下水道設計業務積算基準〔Ⅶ〕ストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）の5. 点検・調査計画の策定」の全ての業務を想定しています。
3	施設情報管理について ①データ集約や市への提供の具体的な手法をご教示ください。	日常的・計画的に実施した業務（法定点検やストマネの点検・調査、苦情等の対応履歴）のデータを電子化・集約することを考えています。市の下水道台帳管理システムのデータを受託者に提供するファイルは、シープファイル又はCSVファイルを想定しており、市への提供も同様のファイルとし、年1回を想定しています。
4	受託の制約について ウォーターPPPの受託者となった場合、従来型の発注となる実施設計・工事への入札参加や受託への制約があればご教示ください。	制約は無いと考えています。ウォーターPPPの受託者のみが改築工事（管更生工事）の情報を事前に把握することがないように、更新計画案を公表する予定です。
5	将来的に管路施設と処理場・ポンプ場施設を組み合わせたレベル3.5もしくはレベル4.0の事業想定はございますでしょうか。	船見・中部処理区のウォーターPPP導入後にモニタリング・効果検証を進める予定のため、将来的な事業構想は未定です。